令和８年度鹿児島県立錦江湾高等学校いじめ防止基本方針

いじめ問題への学校の教育目標

いじめは，いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命や心身に重大な危険を生じさせるものである。

本校は，生徒指導提要に基づき，本校生徒の尊厳と生命・心身の安全を保持するため，全教職員が一致協力するとともに，地域，家庭，関係機関と連携の下，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成し，いじめの防止等（いじめの防止，いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ）の対策を行う。

いじめ防止対策委員会・適応推進委員会

内容	○　いじめの疑いがある場合は，被害を受けている生徒に対して迅速に対応することを目的とする。 ○　いじめアンケート調査等でいじめの疑いがある場合は，「いじめ防止対策委員会・適応推進委員会」を開催し，校内における指導，支援で十分か否かを判断し，対応に当たる。 ○　学校内で対応が可能と判断される場合は，いじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。 ○　学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や，具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。 ○　いじめの相談・通報の窓口としての役割や，いじめの疑いに関する情報の収集と記録，共有などを行う。 ○　学校が対外機関等と連携を図るなど，組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
構成	校長，教頭，教育相談・人権教育係，生徒指導部主任，生徒指導部副主任，養護教諭，学年主任

ＰＴＡとの連携

○　学校と家庭との信頼感に基づく協力関係を構築することに努める。
- 授業参観
- 教育相談
- 学級ＰＴＡ

学校の取組

○　未然防止
- 職員全員の共通理解を図るために校内研修や職員会議を実施する。
- 全校集会や学級活動等でいじめの問題に触れ，生徒の意識を高めさせる。

○　早期発見
- 「学校楽しいーと」「いじめ実態調査」等の調査を実施する。
- 定期的に教育・健康相談を実施する。

○　対応
- 担任，学年，生徒指導部で連携し，被害者，加害者へのきめ細やかな指導やケアの実施に努める。
- ＳＮＳ等のいじめ防止のために情報モラル教育を充実させる。

○　教職員の資質向上
- いじめ防止に関する研修会を実施する。

県教委との連携

○　指導主事の派遣及び助言要請
○　いじめ問題対応チームの派遣及び助言要請
○　研修等への講師派遣申請
○　教育センターでの研修

関係機関との連携

○　警察
○　児童相談所
○　県・市の福祉部局